

**(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
環境影響評価方法書に係る答申案**

令和8年4月 27 日

環影審 第 号

令和8年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境影響評価審査会

会 長 一ノ瀬 友博

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書
について (答申)

令和8年1月27日付け環第57号で諮問のありました標記のことについて、当審査会において慎重に審査しましたところ、別紙の結論を得ましたので答申します。

I 対象事業の概要

1 事業の名称

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

2 事業者

ENEOS Power株式会社

3 事業の目的

本事業は、天然ガスによる火力発電所として最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を1基新設することにより、将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献するとともに、本事業の実現を通じて川崎臨海地域の活性化への寄与も目指すものである。

4 事業の内容

LNG火力の発電設備は最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式であり、天然ガス専焼のガスタービン及び排熱回収ボイラで生じた蒸気を利用した蒸気タービンにより合計出力約75万キロワットの発電を行うこととしている。

燃料は天然ガスであるため、窒素酸化物（NO_x）が発生するが、その対策として低NO_x燃焼器を採用、排煙脱硝装置を設置する。

また、復水器の冷却方式は、機械通風湿式冷却方式（淡水循環方式）であり、冷却塔を使用し、冷却塔からの白煙対策としては乾湿併用式を採用する。

5 事業の実施区域

対象事業実施区域は、川崎市川崎区扇町12番1号に位置する、約19.0万平方メートル（陸域17.2万平方メートル、海域1.8万平方メートル）の範囲である。

なお、計画段階環境配慮書から一部海域の部分を含めたため、対象事業実施区域が増加している。

6 事業実施区域及びその周辺的环境

対象事業実施区域は、川崎臨海地域の埋立地であり、工業専用地域に指定されている。陸域はENEOS株式会社川崎事業所の敷地内の遊休地を賃借し実施する計画であり、発電所計画地（発電設備及びその付属施設・設備が設置される区域）、資材置き場等が含まれ、海域は海上輸送のための浚渫工事を行う可能性のある区域であり、これらを合わせて対象事業実施区域としている。

なお、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、対象事業実施区域から約1キロメートルの位置に診療所や保育所等が存在している。

II 審査経緯について

当審査会では、令和7年6月20日に計画段階環境配慮書に対する意見を答申し、同年7月9日に、知事は事業者に対し、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させることや、大気質の窒素酸化物の予測値について、年平均値だけでなく1時間値による調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行う必要があることなどについて、意見を述べた。

その後、令和7年12月23日に、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）が知事に送付され、その中で事業者は、工事実施時及び供用時の環境影響について、大気環境、水環境、動物、植物、景観など8項目の環境影響評価の項目について調査等の手法を選定した。なお、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、その他の環境（土壌）を追加すると説明している。

これを踏まえ、当審査会は、令和8年1月から4月までの間に4回、方法書について環境の保全の見地から、環境影響評価の項目の選定や調査等の手法などについて審査を行った。

III 審査結果について

1 総括事項

事業者は、本事業のLNG火力発電所の建設計画は、電力の安定供給に貢献することを目的としており、国の第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）に沿ったものとしている。

第7次エネルギー基本計画では、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要であるとしているが、一方で、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進することも掲げている。

本事業のLNG火力発電所の建設計画が、脱炭素化に向けた取組みを伴ったものであると捉えられるよう、準備書において脱炭素化へ向けた道筋を記載する方向で検討する必要がある。

そのほか、工事計画の詳細については、現段階で未定というものも多いため、計画の具体化に当たっては、事業による影響を可能な限り低減する観点に留意した上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 事業内容

海上輸送に必要な水深を確保するための浚渫の工事計画については、実施も含めて未定との説明であったが、浚渫工事の内容によって影響が異なることから、浚渫土量、浚渫土砂の搬出先及び処理方法について、準備書に明確に記載する必要がある。

(2) 土壌

対象事業実施区域の一部は土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定さ

れていることから、土壌の汚染状況を明示し、工事に当たっては汚染土壌が区域指定されていない場所に広がらないよう、適切に対応する必要がある。

以上